

二戸市社会福祉協議会 訪問入浴介護サービス重要事項説明書

<令和6年4月1日～>

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

二戸市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所（二戸市ホームヘルパーセンター）

電話番号 0195-23-5073（8時30分～17時15分まで）

担当 深堀 千鶴子（不在の時は、介護福祉課長が対応致します）

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください

2 提供できるサービスの種類と地域（表1）

事業所名	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 （二戸市ホームヘルパーセンター）
所在地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
介護保険指定番号	第0371300088号（岩手県）
サービスを提供する地域	二戸市内とする。ただし、通常の実施地域以外にも訪問可能な近隣地域も可能とする。

3 事業所の職員体制（介護予防訪問入浴介護・身体障がい者訪問入浴介護事業含む）

(1) 管理者 1名（訪問介護事業所管理者兼務）

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 訪問入浴介護従事者 看護職員1名以上

介護職員3名以上

訪問入浴介護従事者は、（介護予防）訪問入浴介護の提供にあたる。

※職員の員数は、介護保険法第74条第1項の規定に基づき厚生労働省の定めによるものとする。ただし、前項の員数は業務の状況に応じて増減できるものとする。

4 サービスの提供時間帯

① サービス提供日は、1月4日から12月28日までの月曜日から金曜日までとする。

② サービス提供可能時間は、9時から17時までです。

③ 事業所窓口の受付日は、1月4日から12月28日までです（土曜日・日曜日を除く）。

④ 事業所窓口の受け付け時間は、8時30分～17時15分までです。

5 基本的なサービスの内容

・基本サービス（健康確認など）

・全身入浴、又は入浴以外（清拭など）

・相談（生活に関すること、介護に関すること、住宅改造に関することなど）

上記のサービスを組み合わせ、利用者それぞれの生活環境・形態・身体状況などを踏まえサービスを提供します。

6 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として1回の利用料金は、表2に定めたとおりです。

ただし、介護保険の範囲（給付限度額）を超えた以降、サービスを利用した場合は、介護報酬の全額負担となります。

尚、利用料金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改正された場合には改正後の金額を適用するものとします。

(I) 介護報酬（表2）

	負担	全身入浴した場合 (100/100)	入浴以外の場合 (70/100)
看護職員1名と介護職員2名でサービス提供の場合(100/100)	介護報酬	12,660円	11,390円
	1割負担	1,266円	1,139円

① サービス提供体制強化加算

事業所の体制要件を満たす事により、1回につき44単位のサービス提供体制加算が算定されます。

② 介護職員処遇改善加算Ⅲ

月合計負担額に7.9%を乗じた単位数で算定されます。

③ 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する、水道・電気等の費用はご負担願います。

④ 利用者の居宅には、当事業所の活動車両で伺います、駐車場所の確保をお願い致します。

⑤ 別紙「入浴日のお願い」に準備して頂く物品等が記載してあります。

⑥ 当事業所の都合で入浴日や訪問時間の変更をお願いする場合があります、また利用者の状態や家族の都合で変更したい場合は、ご連絡下さい。

⑦ 利用料金のお支払い方法

月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求を致しますので、月末日までにお支払いしてください。お支払い頂きますと領収書を発行します。

お支払方法は、現金集金、口座自動引き落とし、郵便局払い込み、の3通りの中から契約の際に選択していただきます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

指定居宅介護支援事業所、又は包括支援センターに居宅サービス計画の作成を依頼し、利用者担当の居宅介護支援専門員と事前に相談していただきます、作成された居宅サービス計画に従って、サービスの提供を開始し、同時に契約を結びます。

(2) サービスの利用終了

① 利用者のご都合でサービスの利用を終了する場合

サービスの終了する1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスの提供を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がありますその場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動利用終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2) 介護保険で給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 3) 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 1) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所が破産した場合、利用者は、文書で通知することによって即座に本契約を終了することができます。
- 2) 利用者やその家族などが、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合または、利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合、事業者は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 当事業所の訪問入浴介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

- ① 当事業所のサービス提供従事者は、訪問入浴介護を行うに当っては、利用者等の心身の状態を踏まえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、全身入浴、その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	対応の有無	備 考
活動車両への利用者の乗車	×	
医療行為	△	主治医の指示が必要
生産活動代行及び援助	×	
サービス提供者の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
男性サービス提供者の有無	○	
従業員への研修の実施	○	関連研修会等に随時派遣
サービスマニュアルの作成	○	

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	医師氏名	
	住所	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	

1 0 事故発生時の対応について

訪問入浴介護サービス提供時、事故が発生した場合、速やかに各関係機関や緊急連絡先に連絡し、必要な措置を講じます。その原因を解明し、再発防止のための策を講じます。

1 1 虐待防止の為の措置

事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、虐待防止等適正化委員会を設置し責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、啓発普及のための研修会を実施します。

1 2 身体拘束等の禁止

事業所はサービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず利用者の身体を拘束する場合は、利用者及びご家族へ十分な説明をし、理由の他必要な事項を記録するものとする。

1 3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- ④ 専任担当者 の配置（担当者:事業所管理者）

1 5 ハラスメントの防止対策

(1) ハラスメントについて事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(2) ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、関わったサービス従事者等の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- ① 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- ② 特定のサービス従事者に嫌がらせをするなど、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- ③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- ④ 長時間の電話、従事者や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他の行為

1.6 「診療情報提供書」について

サービスの提供にあたり、安全かつ適正な入浴を実施するため、必要に応じて、かかりつけの医師より「診療情報提供書」を頂くことがあります。

その場合の料金は利用者負担となります。

1.7 サービス内容に関する苦情・相談

- ① 当事業所ご利用者相談・苦情担当職員 坂本由美 (不在の場合は介護福祉課長が対応します)

二戸市ホームヘルパーセンター 電話 0195-23-5073

- ② 苦情受け付け・苦情解決責任者及び第三者委員会

苦情解決責任者 高橋 美佐子 電話 0195-25-4959

第三者委員名 佐藤 順・三浦 貢・下斗米隆司・日向壽歩子・南谷敏夫

- ③その他

当事業所以外に、二戸市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・二戸市総合福祉センター 高齢福祉係 電話 0195-23-1313

・二戸地区広域行政事務組合 電話 0195-23-7772

・岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 019-623-4325

1.8 当事業所の概要

運営主体 社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会

代表者 会長 山口 金 男

所在地 岩手県二戸市仁左平字横手2番地3

電話番号 0195-25-4959

事業内容 二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

二戸市社会福祉協議会(介護予防)訪問入浴介護事業所

二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所

二戸市社会福祉協議会通所介護事業所

二戸市社会福祉協議会居宅介護事業所
二戸市社会福祉協議会発達支援センター風
認知症予防型デイサービス事業所
日常生活自立支援事業（二戸地域福祉権利擁護センター）
二戸市地域包括支援センター
その他二戸市社会福祉協議会の目的達成のための必要な事業

令和 年 月 日

訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	所在地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
	名称	社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所
	会長	山口 金 男 印
説明者	所属	二戸市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所
	氏名	印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問入浴介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印